

Ⅲ

中核機関等の整備に向けた取り組み

本「手引き」では、中核機関に求められる役割として以下の3つを位置付けています。

ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

(※「3つの検討・専門的判断」とは、支援過程において重要な判断を要する「支援方針」、「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」について検討・判断し、個別のチームを支援する仕組みを指します。詳細はⅡ章をご参照ください)

本章では中核機関等の立ち上げ・整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）及び具体的な体制整備の方策等について記述しています。

① 市町村における中核機関の設置・運営

国基本計画において示された市町村の主な役割は、次の①～④の通りです。

このうち、特に①～③については、市町村（特別区を含む。以下同様）として整備が求められている優先事項と考えられ、かつ、国基本計画では「地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める」とされていることから、本手引きでは、市町村における体制整備の手順、考え方の例として、次頁以降を提案します。

- ①地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たす。
- ②地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- ③上記に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- ④促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努める。

中核機関の設置は、あくまでも市町村における権利擁護支援・成年後見利用促進の目的遂行に向けた手段であり、中核機関の設置そのものが目的ではないことは言うまでもありません。

(1) 中核機関の設置・運営

①設置の主体、運営形態

ア 設置の主体、運営の主体、設置の区域等の考え方とバリエーション、留意点

中核機関の設置形態を考える上で、まず検討すべきポイントは以下の4点です。これらについては相互に関係することから、同時並行的に検討していくことが現実的と考えられます。

どのような設置、運営形態が効果的であるかを検討するにあたっては、自治体内関連部署及び近隣自治体との調整が不可欠であるとともに、広域設置等の可能性やエリア設定等について、早い段階から都道府県と協議していくことも有効です。

ア 設置・運営主体（直営か委託か）

* 地域内に、中核機関を担える機関の存在があるか、それぞれの場合の利用者にとってのメリットは？

* 委託の場合、どの機能について委託するか

イ 1つの市町村で設置するか、複数市町村が広域で設置するか

ウ 中核機関と地域ネットワークの役割分担、行政との役割分担

* 中核機関と行政が担う役割の整理

エ 広域設置の場合、どのような役割を単独／広域で実施するか（単独／広域の整理）

上記に関連した国基本計画での記載は、以下の通りです。

【国基本計画での記載（P.16-17より抜粋）】

◆設置の主体

- 設置の主体：中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、（中略）例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。

◆運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

前記国基本計画の記載をまとめると、設置・運営の主体についての考え方は、次のように整理できます。

- 自治体が設置することの意義は下記のとおり。ただし、これらを踏まえたうえでの委託の検討もありうる。
 - ア 業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づいて行われること
 - イ 首長申立等の市町村権限を適切に発揮する必要性があること
 - ウ 行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性があること
 - エ 業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有すること
- 既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においては、そうした機関を活用すること等を含め、既存の資源の活用を図ることも可能。
- 上記ア・イについては、自治体固有の事項と想定されることから、
 - ・委託の場合は、ウ・エの条件を満たす団体であることが条件であり、かつ
 - ・業務内容については、ア・イの機能の適切な行使を含め、自治体の責任ある関与が必須となる。
- 広域設置の場合の複数の自治体による共同委託、或いは自治体がある機能を担い一部機能を外部委託するなど、部分的な機能の切り分けも考えられる。

特に、アについては、中核機関が家庭裁判所との間で個人情報の共有を行うためには、公的機関であるとの位置付けが不可欠であり、市町村直営か委託の形で市町村の責任において個人情報の管理を行うことが必要となります。

上記を踏まえると、「直営か委託か」、「単独設置か広域での設置か」によって以下のような組み合わせが想定されますが、仮に委託の場合であっても、市町村が設置主体として責任を持って取組むことが求められます。(⇒各タイプの具体的事例については P.40 参照)

- ・単独・直営のケース
- ・単独・社協等への委託のケース
- ・広域・社協等への委託のケース
- ・広域・NPO 等の新たな組織新設のケース

ヒント!



何をもって「中核機関」の設置と捉えるのか？

「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」という点からみると、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備を進めることが急務となっていることから、ここでは中核機関は、必ずしも条例や計画に位置付けられていなくともよい、ある種「小さく生んで大きく育てる」という考え方をとります。

その場合、Ⅱ章で示したような望ましい機能から見て、どこが不十分、あるいは今後どのような点について強化が必要で、どのようにそれらの機能を高めていくのか、という点についての自己点検や第三者による評価の仕組み等があることが望ましいと言えます。

一方、事業の着実な進展という側面から考えると、中核機関等の設置と同時並行で市町村計画等を策定し、その計画の中で中核機関等の設置を謳っていくことが効果的ともいえます。

既存調査によれば、社会福祉協議会のみをみても全国の市町村で230余の「権利擁護センター」・「成年後見（支援）センター」が機能しており、また、高齢分野における基幹型地域包括支援センター、障害分野における基幹型相談支援センターなど、目指すべき機能のうち一定の機能を要している機関も存在することから、まずはこれら既存の類似機関の活かし方について検討していくことが望まれます。

ヒント!



市町村社協における成年後見制度への取組状況 ～全国社会福祉協議会「成年後見にかかる実態調査」結果から

- ◇対象：市区町村社協 1846 + 指定都市社協 20 計 1866 市町村社協を対象に実施。
- ◇回収：1156 社協（回収率 62.0%）
- ◇実施時期：2017 年 10 月
- ◇調査実施主体：全国社会福祉協議会

- ▼「権利擁護センター」を設置している社協は 234 回答の 20.2%
- ▼以下について、社協「権利擁護センター」で実施している割合
 - 権利擁護・成年後見制度の相談 97.0%
 - 権利擁護・成年後見制度に関する広報・啓発 95.3%
 - 成年後見申立支援（首長申立以外） 77.8%
 - 法人後見の受任 67.1%
 - 日常生活自立支援事業 65.4%
 - 市民後見人等の養成 54.7%
 - 後見受任調整 52.6%
 - 親族後見人等、地域の後見人への支援 52.1%
 - 市民後見人への支援 47.4%
 - 成年後見の首長申立支援 43.6%
 - 権利擁護・成年後見制度に関する調査研究 29.5%
 - 日常生活自立支援事業以外の
 - 保健福祉サービス利用相談・支援 27.8%
 - 日常的な金銭管理サービス 17.5%
 - 書類預かりサービス 17.5%
 - 後見監督人の受任 19.2%
- ▼相談・情報提供
 - ・任意後見に関する支援の取組の実施率をみると、「任意後見に関する情報提供」（全体 32.6%、センター設置社協 78.6%）「任意後見の相談」（全体 24.6% センター設置社協 69.2%）
- ▼市民後見人等への支援
 - 過半数の社協で、市民後見人の養成を実施、市民後見人への支援を行っているのは 4 割に満たない

資料) 2018 年 1 月 15 日 第 3 回検討委員会社会福祉法人全国社会福祉協議会提出資料より抜粋

設置の区域について

国基本計画によれば、中核機関の設置区域は、市町村を基本と置きつつも、地域の実情に応じ、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきとされており、特に都道府県の早期の積極的な支援が期待されます。

【国基本計画での記載（P.16-17）】

◆設置の区域

- 中核機関の設置の区域は住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。
- 都道府県の責務**：地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

今回調査によれば、現在成年後見センター等を広域で設置している自治体では、検討に当たり下に示すような要素について総合的な判断をしたうえで、直営・委託、単独・広域等の選択がなされています。 *都道府県の支援例については後述

また、広域で実施する場合、すべての機能について広域で実施することも考えられますが、基礎自治体ごとに実施することと広域で実施すること双方を分けて、あるいは段階的に実施していくことも想定されます。

ヒント！



機能整備のエリア設定等に際して検討すべき要素 例

⇒ P.105 静岡県 の例参照

<要素の例示>

- ・人口規模（規模感）
- ・行政の圏域（保健福祉等の連携経験が蓄積されている広域行政エリア）
- ・家庭裁判所のエリア（家裁との円滑な連携）
- ・後見ニーズ（高齢者、障害者等の人数、推計値）と供給体制のバランス
- ・機関の機能（何を行う機関か、必要な機能）
- ・担い手組織の存在（社協、NPO、自治体、新規立ち上げ等、各組織の特性）
- ・必要経費（後見センターの運営に必要な費用：事務所と人件費
どのような人材が何人必要で、そのための人権費はいくら程度、等）

イ 中核機関と自治体

前述の通り、国基本計画においても、設置の主体については、「中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報に基づいて行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい」と記載されています。同時に、国基本計画では、委託の可能性についても示唆されており、現実的には、P.37 に記載したような選択肢があることとなります。

中核機関を直営で設置した場合は、中核機関の機能についてすべて自治体が担うこととなります。仮に、委託の方法を選択した場合、中核機関の機能に応じて、自治体と委託先とで分担していくことが想定されます。直営の場合はもちろんですが、委託の方法を選択した場合でも、基本的には、取組の質の担保を含めたすべての事項について、自治体の責任で管理・運営していくことは言うまでもありません。

次頁以降に、成年後見制度に関する相談機関（一部法人後見実施機関）である各地域の成年後見センターの取組事例を、取組形態別にご紹介します。

- 単独・直営のケース 福島県いわき市の場合
- 単独・社協委託のケース 愛知県豊田市の場合
- 広域・社協委託のケース 長野県上伊那圏域場合
- 広域・NPO 新設のケース 愛知県尾張東部圏域の場合

それぞれの取組には、地域のこれまでの実践の蓄積や地域特性、自治体の考え方、推進機関の特徴、さまざまな形での県の後押し等、多様な要素が絡み合って現在の形がつくられてきています。各センターの立上げの経緯や現状等については、P.42 以降にまとめていますが、4つのセンターの立ち上げの経緯や特徴をセンターと自治体との関係から簡単にご紹介します。

○単独・直営のケース 福島県いわき市の場合

福島県いわき市（人口約 32.7 万人）では、平成 25 年に、1 市単独・行政直営（保健福祉部保健福祉課に設置）で、「いわき市権利擁護・成年後見センター」を設置しました。

市では、平成 19 年度から、庁内外関係機関等相互の連携、高齢者虐待防止等に関する広報、啓発、成年後見制度にかかる利用支援策の検討等を目的とした「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」が設置され、21 年度には、第 5 次、第 6 次市高齢者保健福祉計画への「(仮称) いわき市成年後見センター」の設置の検討を位置づけ、この間ニーズ調査等も実施するなど、計画的に一定の時間をかけて合意形成とアクションにつなげてきています。

なぜ、直営方式を選択したのかについて、市担当は、「センターの運営には公益性や信頼性の確保、職員の専門性の確保、運営の安定性などが求められるが、検討段階において市内にそれらの条件を満たし事業を受託できる民間団体がなかった。そのため、当初は市の直営により整備・運営を行い、センターの体制整備後、適切な民間団体への業務委託についても検討を進めていくもの」と説明しています。さらに、市では、権利擁護・成年後見センターの設置に合

わせて、高齢者虐待、障害者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する付属機関を新設の権利擁護・成年後見センターに統合していくという機構改革も実施されました。

○単独・社協委託のケース 愛知県豊田市の場合

愛知県豊田市（人口約 42.5 万人）の場合、センターの設置は平成 29 年 7 月と比較的新しく、近隣に成年後見センターが設置され始め、現場職員としても課題を感じていた中で、「我が市についてはどのような方針、体制で、どのような取組をしていくのか、時限付きで検討をするように」という命が下されたこともあって、一気に検討が進んだものです。真っ白な状態から、直営・委託それぞれの場合の利用者にとってのメリットを検討し、権利擁護関連の実績を有する市社会福祉協議会に委託することと決定しました。

検討のプロセスについては、後述しますが、ここで注目すべきは、下図に示されているように、「中核機関」の概念の中には、新設の委託によるセンターとともに、市の福祉総合相談課、福祉部長、福祉事務所長が含まれており、両者が一体的に中核機関としての「司令塔」役割を担っていくことにあります。「自治体の関与・責任のもとに運営していく」という一つの具体的な好事例と言えます。

○広域・社協委託のケース 長野県上伊那圏域の場合

長野県上伊那圏域（同圏域 8 市町村 人口約 18.2 万人）の場合は、長年にわたる圏域社会福祉協議会の権利擁護担当者の実践の取組が、県の後押しもあって圏域自治体を動かし、平成 23 年度の広域の「上伊那成年後見センター」設置へとつながった取組みです。

伊那市社協では、介護保険制度開始以前の平成 9 年頃から、権利擁護を含む相談の実践の蓄積がありましたが、平成 15 年度以降圏域内の大規模な障害者施設利用者の地域移行促進により成年後見ニーズが顕在化します。そこで H18 年度後半から、成年後見制度、特に法人後見に関する検討会議を圏域の各社協日常生活自立支援事業担当者により開始。同時期に、長野県でも後見人の不足を課題視し、H21 年度、伊那市社協が県の成年後見相談支援体制構築モデル事業を受託し、支援体制構築検討会議を開催しました。こうした流れを受けて、H22 年度に上伊那 8 市町村の福祉担当課長 9 名を中心に「上伊那圏域成年後見体制検討会」が立ち上がり（伊那市社協が事務局）、H23 年度に上伊那成年後見センターが開設されました（圏域全体をカバーするには広域であるため、センターは二次相談の機能を有している）。

センターは、上伊那市社協が、圏域内 8 つの市町村と個別に委託を締結しています。センターの運営は、8 市町村からの委託費と後見報酬によっています。補助ではなく委託を選択した理由は、法人後見を必要とする方の場合市町村の支援が必須であり、市町村の責任で制度を普及すべきとの考えに基づくものです。

○広域・NPO 新設のケース 愛知県尾張東部の場合

尾張東部成年後見センターは、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町の 5 市 1 町（人口約 47 万人）が、新たに NPO 法人を立ち上げる形で、平成 23 年度に設置されました。

センターでは、行政とセンターの役割や機能分担、行政のセンター運営への確実な参加のための仕組みを明確に構築している点が特徴です。



参考事例のご紹介

現状の成年後見等に関する相談機関設置の事例（考え方・プロセス・機能等）

単独・直営 福島県いわき市の場合 （いわき市役所保健福祉部保健福祉課）

1. いわき市権利擁護・成年後見センターの概要

(1) 対象エリア：福島県いわき市

- ・いわき市は福島県浜通り南部に位置する中核市。県内で最も人口が多く、1232.02km²と広大な面積を有している。
- ・人口：326,785人（高齢化率29.37%、H30.02末日現在）



(2) 体制・予算

①センターの位置づけ、特徴

- ・権利擁護・成年後見センターは、市の直営センターであり、障害部門、高齢部門の両方に関わる部署として、市の保健福祉部保健福祉課内にセンターが設置されている。
- ・同センターでは、成年後見だけでなく虐待対応を担っている。
- ・広い面積を有するいわき市における権利擁護支援を行うため、市内7カ所に保健・福祉サービスを一体的に提供する機関である「地区保健福祉センター（以下「地区センター」という。）」と地域包括支援センターが設置されている。
- ・市民からの相談は、7地区の地区センター等又は権利擁護センターに相談窓口を設置しており、簡単な相談は地区で、専門性の高い案件は権利擁護センターで対応するなど窓口の重層化を図っている。また、地区センター等で対応が困難な案件は、地区センター等から権利擁護センターが相談を受け、支援方針や対応方法などの助言等行っている。
- ・市長申立案件の場合は、地区センター等と権利擁護センター参加による個別検討会を開催し、市長申立ての方針等の決定をしている。

②職員体制

- ・担当職員：センター長1名（保健福祉課長兼務）、センター担当者4人、（係長職1名、団体からの派遣職員2名、嘱託職員1名）
- ・センターの職員は、地区への助言等、高い専門性を担保するため、資格（社会福祉士）と実務スキルを有するものとしている。市のプロパー職員と、団体（市社協、NPO）からの派遣職員で構成している。地区担当を決めており、各地区のケース検討等には決まった担当者が行く。

③組織運営体制

- ・高齢者保健福祉計画及び障害福祉計画に位置づけている。

④事業概要（※成年後見制度に関するもののみ記載）

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ア 成年後見制度の広報・啓発活動 | イ 成年後見制度に関する相談受付 |
| ウ 親族申立てにおける支援 | エ 市長申立ての支援 |
| オ 市民後見人の養成、登録 | カ 市民後見人のフォローアップ |
| キ 受任者調整（市長申立） | ク 後見活動のバックアップ・サポート活動（市民後見人） |
| ケ 関係機関等との連絡調整 | コ 専門研修の実施 |

⑤事業予算

◎財源（H28年度実績）

- ・現在、市の一般財源を繰り入れている。その他は、市民後見は地域医療介護総合確保基金、法人後見は地域生活支援事業費等補助金である。
- ・予算内訳は7割が人件費、3割が事業費となっている。

	金額（概数）	備考
全体	14,833千円	
自主財源	14,615千円	市の一般財源
その他（国庫補助又は県費補助等）	218千円	

2. センター設置までの取組

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

年月	内容	備考
H19年度～	「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」を設置。	関係機関等相互の連携、高齢者虐待防止等に関する広報、啓発、成年後見制度にかかる利用支援策の検討等が目的。長寿福祉課が主管。
H21年度～	第5次、第6次市高齢者保健福祉計画への位置づけ	第5次いわき市高齢者保健福祉計画に「(仮称)いわき市成年後見センター」の設置の検討を位置づけた。
H24年度～	運営協議会内にセンターに関するワーキンググループを設置、検討	全4回。(現状確認、他市状況把握、視察(品川、世田谷)、アンケート結果分析とニーズ把握、社会資源の分析・把握、センターの具体的機能と業務、組織体制、関係機関との連携体制、人材確保の検討)
H24年6月	権利擁護・制度利用支援に関するアンケートの実施	高齢者、障がい者のサービス事業所に対してアンケートを実施。
H25年4月	いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会からの提言	ワンストップ窓口として市民への制度の普及啓発・総合相談を行うとともに、事例の発見から終結まで一貫して関わり、成年後見制度の利用支援、関係機関の調整、既存機関へのスーパーバイズを行い、適切な対応を導く制度横断的な権利擁護支援機関の設置が提言された。
H26年4月	保健福祉課が担当部署となる	※支援対象が高齢者・障害者であり、制度横断的な対応が必要となるため。
H26年9月	いわき市権利擁護・成年後見センター設置	

3. センター設置後の実績等

◎市長申立案件のマッチング

- ・市長申立が必要と判断されるケースについて、地区保健福祉センター、保健福祉課（権利擁護・成年後見センター）、地域包括支援センターの連携により、マッチングを行っている。

◎直営センターのメリット

- ・支援ニーズに対する政策を、スピード感をもって展開できる（即効性）。
- ・高齢者及び障がい者にまたがるニーズであっても、支援及び施策展開がトータルにできる。
- ・対応する相談者の半分は包括や団体、行政関係者であり、センターの行政に対する発言力、働きかける力が強い（執行性）。
- ・個人情報へのアクセスについて。自治体の情報収集力は、民間団体とは格段に異なる。

◎市民後見人の養成とのバックアップ体制の構築

- ・センターにて、市民後見人の養成研修、市民後見人バンクの登録を行っている。現在12名登録。
- ・市民後見人には、二つの類型があり。
 - ①個人受任型…家庭裁判所より後見人として選任を受け活動を行う（8名登録）
 - ②法人後見支援員型…法人後見の支援員として活動を行う（4名登録）
- ・市民後見人（個人受任型）は当面、単独受任は行わず、専門職後見人又は法人後見との複数後見で受任する方向。なお、身上監護は市民後見人が、財産管理は専門職後見人等が担うと考えている。
- ・市民後見人のバックアップは、初めて受任した後3ヶ月間はセンター職員と一緒に活動している。月1回報告書を求め、適宜面談を行っている。監督をつけるイメージはない。
- ・バンク登録の際にはフォローアップ研修の受講を義務化している。

単独・社協委託 愛知県豊田市の場合
 豊田市成年後見支援センター（愛知県豊田市）

1. 豊田市成年後見支援センターの概要

(1) 人口等基礎情報（注記のないものは H30.2 時点）

- 【人口】 425,059 人
- 【面積】 918.32 km²
- 【高齢化率】 22.09%
- 【認知症自立度Ⅱ以上人数】 7,846 人（H29.3 時点）
- 【療育手帳所持者数】 3,081 人（H29.4 時点）
- 【自立支援医療（精神通院）受給者数】 4,943 人（H29.3 時点）
- 【地域包括支援センター】 27 箇所
- 【障がい者相談支援事業所】 11 箇所
- 【生活困窮者自立支援機関】 1 箇所（社協）



(2) 体制、予算

① センターの位置づけ、特徴

- H29.7 開設。豊田市より豊田市社会福祉協議会に委託し運営。
- 主な特徴
 - ア. 法律専門職との連携…アドバイザー弁護士・司法書士を配置し、法的支援の必要性を判断
 - イ. 訪問型支援の実施…自宅や施設、病院などに積極的にアウトリーチ。支援のうち約 20%。
 - ウ. エンディングノートの推奨…意思決定支援や終活支援として、センター独自に作成。

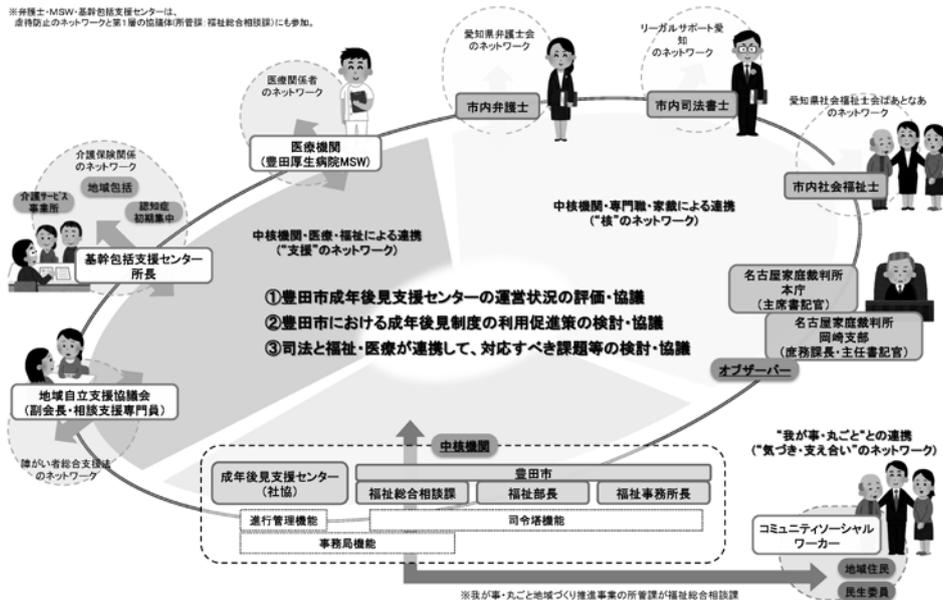
② 職員体制（H30.2 時点）

- 成年支援後見センター 5 名
 - ・ センター長 1 名（社協・相談支援課長兼務）
 - ・ 主任相談員 1 名
 - ・ 相談員 3 名（うち社会福祉士 1 名）

③ 組織運営体制

- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会（年 3 回程度）
 - 【事務局】 市福祉総合相談課・センター
 - 【参加者】 弁護士、司法書士、社会福祉士、メディカルソーシャルワーカー、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長、家庭裁判所
 - 【内容】 センターの運営状況の評価・協議、成年後見制度の利用促進策の検討・協議、法律と福祉の連携に関することの検討・協議

2-③ 今後の利用促進に向けた体制整備（豊田市成年後見・法福連携推進協議会）



○定例会議（月1回程度）

【事務局】センター

【参加者】弁護士、司法書士、社会福祉士、センター、市福祉総合相談課
（家庭裁判所が参加することもあり）

【内容】相談案件の進捗状況や対応方向性の確認、法人後見の適否を含めた候補者調整（必要に応じて）、後見人支援の進捗状況や対応方向性の確認、各参加者間での情報交換

○チーム会議（後見人等選任後）※必ずしも会議形式とは限らない

【事務局】センター

【参加者】後見人等、本人の支援機関など

【内容】センターが相談・申立支援などを実施していた際に有した情報を後見人等と共有し引き継ぎ、今後の支援方針の確認や検討を実施

④事業概要（H29年度仕様書より）

ア. 相談業務（アウトリーチ相談、エンディングノートを含む）

イ. 申立支援業務（首長申立て、親族・本人申立て）

ウ. 関係機関等連絡調整業務（後見人支援、関係機関意見交換、候補者調整を含む）

エ. 法人後見業務

オ. 啓発業務

カ. 法人後見の受任

キ. 市民後見人の育成等利用促進に関する調査研究

⑤事業予算（H29委託料）

31,800,708 円（開設準備に係る初期投資費用を含む）

2. センター設立までの取組 → P.63 参照

①庁内での検討

平成 27 年 9 月に、福祉事務所長（兼福祉専門副参事）をリーダーとして、「地域福祉課（当時・高齢者福祉を所管）」と「障がい福祉課」の 2 所属が連携して、検討を開始。主な役割分担として、地域福祉課において高齢者部分のニーズ調査と視察地の選定・調整を実施し、障がい福祉課において障がい者部分のニーズ調査と調査結果の取りまとめ、資料作成を実施した。

②ニーズの把握と必要性の整理

市長申立件数や成年後見制度利用支援事業の報酬助成件数だけをみても真のニーズはつかめないため、(1)定量的な状況、(2)定性的な状況、(3)公として備える理由の 3 点から整理を行った。

(1)定量的な状況の整理としては、認知症自立度Ⅱ以上の人数や療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数などの全体数や推移から、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業といった関連する事業の利用者数などを整理した。

(2)定性的な状況の整理としては、家庭裁判所との意見交換、先進地や近接・同規模自治体との比較に加え、3 専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士、MSW、PSW、社会福祉法人、社会福祉協議会）との意見交換を実施し、その中から成年後見制度に関する環境がどうなっているのかの整理を行った。

(3)公として備える理由としては、当時は利用促進法がなかったため、関連する法律の条文や関連通知を組み合わせてながら、行政が実施すべきこととして整理を行った。

③センター設置の方向性

②の取組を踏まえて、豊田市での課題を整理した。対応策を検討するにあたっては、成年後見制度は福祉的な支援の一つとしてしっかりと整備すべきであり、相談先を明確にすることと多様な主体が成年後見に関わる仕組みづくりが必要としたことから、その一元的な支援体制の中心としてセンターを設置することにした。

また、運営主体はゼロベースで検討し、結果としては日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業といった関連する事業を実施していることや、高齢者と障がい者の双方に支援の視点や経験を法人として有していることなどから、社会福祉協議会に委託することとした。

④設立検討委員会での具体的協議と合意形成

平成 28 年にはセンター設立検討委員会を立ち上げ、具体的な議論を実施した。メンバーは弁護士、司法書士、社会福祉士、MSW、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長、社会福祉協議会に加え、近隣自治体で先進的に取り組んでいる尾張東部成年後見センター長にも参画いただいた。

全 5 回実施したが、第 1 回を開催する時点で各回何を議論すべきかを予め設定したこと、毎回市からたたき台を提示し、委員からは専門的な知見から肉付けしてもらいイメージで展開した。

3. センター設置後の実績等 (H29.7～H30.1)

①相談業務

- 専門性の高い相談については、アドバイザー（弁護士・司法書士）に確認し対応。
- 地域包括等からの金銭搾取、虐待が疑われるケースに対し積極的に相談に応じ、申立に繋げることで、市民の権利擁護を推進。
- 訪問型支援スタイルを進めていることもあり、年間目標 100 件に対して、7 か月実績で 240 件（延べ 2,140 回の相談支援）。

②申立支援業務

- 毎月 1 回、センターと専門職、福祉総合相談課とで、ケース 1 件 1 件を振り返り、対応の方向性の確認。
- 申立の準備として福祉関係機関や専門職との調整が多い中で、横の繋がりを活用した支援を実施し、104 件の申立支援実施。
- 診断書作成のタイミングを活用し、医療機関とも関係性を構築し始めている。

③法人後見業務

- 年間目標 3 件に対して、18 件受任する等（複数受任のものも含む）、目標を大幅に上回る状況。
- センター職員は法人後見開始に伴う事務にまだまだ不慣れな部分もあり、時間を取られている状況。今後も受任増加が想定される。

④啓発業務

- 年間目標 3 件に対して、18 件受任する等（複数受任のものも含む）、目標を大幅に上回る状況。
- センター職員は法人後見開始に伴う事務にまだまだ不慣れな部分もあり、時間を取られている状況。今後も受任増加が想定される。

⑤その他

- 開設前後において、積極的に福祉施設や病院等に訪問し P R。ケアマネ等からの相談が早い段階から来るようになった。

広域・社協委託 上伊那圏域の場合
上伊那成年後見センター（長野県上伊那圏域）

1. 上伊那成年後見センターの概要

(1) 位置と構成市町村

- 長野県上伊那郡 8 市町村
(平成 29 年 10 月現在)

市町村	人口（人）
伊那市	67,437
駒ヶ根市	32,500
辰野町	19,325
箕輪町	25,132
飯島町	9,393
南箕輪村	15,328
中川村	4,718
宮田村	8,745
合計	182,578



(2) 体制、予算

①センターの位置づけ、特徴

- 伊那市社会福祉協議会にセンターを設置し、1 か所で圏域全体をカバーしている。
- 当センターは二次相談窓口の役割。一次相談窓口は、各市町村行政や地域包括支援センターに設置（明確な役割分担）。
- 伊那市社協では当センターの担当と日常生活自立支援事業の担当を同一の窓口配置。このことにより、新規の相談ケースをどちらの制度で支援すべきか協議できることに加え、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行も円滑に行うことができている。
- 圏域内 8 市町村と個別に委託契約を締結。運営費は、委託費と法人後見の報酬で賄っている。補助ではなく委託とした理由は、法人で後見等を受任する状況の利用者は、市町村の支援が必須であり、市町村の責任で制度を普及すべきとの考えに基づいている。

②職員体制

- 成年後見センター 9 名
 - ・ 所長 1 名（地域福祉係長兼務）
 - ・ 事業担当者 3 名（すべて社会福祉士）
 - ・ 法人後見生活支援員 5 名（非常勤）週 1 回

③組織運営体制

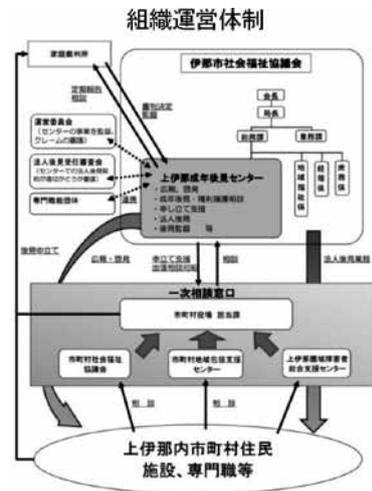
- 運営委員会（8 市町村の担当課長と、伊那市社会福祉協議会事務局長で構成）
- 法人後見受任審査会（専門職能団体（4 団体）の代表者と総務課長で構成）

④事業概要

- ア. 成年後見制度、権利擁護の研修・啓発
- イ. 成年後見・権利擁護相談
- ウ. 成年後見申立ての支援
- エ. 第三者後見人の紹介、斡旋
- オ. 法人後見の受任
- カ. 市民後見人の育成
- キ. 後見監督人の受任

⑤事業予算

- 委託費の算定
 - ・ 長野県が広域連合で行っている各種事業の負担割合を踏襲（平均割 16%、人口割 84%）。
 - ・ 平均割、人口割の他に、案として利用割案が挙げたが、実施されていない。



H28 年度実績

	金額（概数）	備考
ア. 行政からの委託	7,581,699 円	
イ. 後見報酬	6,328,301 円	
ウ. 自主財源	0 円	
エ. その他（ ）	0 円	
全体	13,910,000 円	

※「組織運営体制」の図は、「成年後見制度利用促進フォーラム」矢澤秀樹氏資料より抜粋。

※「H28 年度実績」はヒアリング調査時の回答シートから抜粋。

2. センター設立までの経緯

①センター設立に向けた動きの前段階

- 平成9年頃、伊那市社協が「ふれあい相談センター」を、リーガルサポート長野支部に委託して実施（月1回）。
- 平成15年から、上伊那郡にあった大規模な知的障害者入所施設解体による障害者の地域移行が始まり、障害者が安心して地域で暮らせるような権利擁護支援ニーズが高まった。一方、上伊那郡内8市町村社協の日常生活自立支援事業担当者による定期的な勉強会において、成年後見人の不足（担い手不足）が共通の課題であることが明らかとなった。

②センター設立に向けた動き

- 平成18年度から、各社協日常生活自立支援事業担当者により、法人後見に関する検討会議を開始。
- 平成21年度、長野県より上伊那圏域を対象として「成年後見相談支援体制構築モデル事業」を、伊那市社協が受託。
 - ・成年後見等相談、アドバイザー派遣
 - ・「上伊那圏域成年後見相談支援体制構築検討会議」の開催
 - 会議6回、先進地視察1か所
- 平成22年度、「上伊那圏域成年後見制度体制検討会」を設置。（事務局：伊那市社協）
 - 構成メンバー：上伊那8市町村の福祉担当課長9名
 - 会議5回、先進地視察3か所

◎主な検討内容1

【利用見込み数について】

- 近い将来（2～3年間）に必要となる数
- ア. 日常生活自立支援事業全数調査
- イ. 社協独自金銭管理事業全数調査
- ウ. 認知症、知的、精神障害者数等
 - × 第三者後見人の就任割合



18人～78人の利用を見込む

◎主な検討内容2

【センターの設置形態について】

- NPO法人やボランティア団体などの不在、専門職の確保
- 法人後見業務への取組が必須
- 相談する住民意識



一般社団法人設立～社協地域福祉係増員まで**4パターン**を検討

◎主な検討内容3

【委託費の算定について】

- 上述（再掲）
 - ・長野県が広域連合で行っている各種事業の負担割合を踏襲（平均割16%、人口割84%）。

◎主な検討内容4

【センターの設置場所、運営について】

- 住民が相談しやすい形態
 - サテライト窓口の設置などの検討
- ↓
- ・平成23年度から、**8市町村で協働設置**
 - ・伊那市社協に業務を委託する（圏域の中心にある、会議の事務局を務めた経験）

3. センター設置後のメリット等

①センター設置のメリット

- 自治体職員の負担軽減
- 一次相談窓口、二次相談窓口どちらにも専門職の配置が可能になった。
 - 一時相談窓口職員の権利擁護に関する知識、スキルも向上した。
- 税金水道等の滞納の解消。分納相談も可能になった。
- 日常生活自立支援事業との連携（利用者にとっての適切な支援、早期発見、迅速な制度間の移行）
- 適切な事例対応（迅速な虐待対応、市町村長申立て等）が可能になった。

②広域設置のメリット

- 各自治体からは少額の負担金で、福祉専門職が活用できる。
- 法曹専門家による行政とは異なる視点や根拠にもとづく客観的な判断が可能になった。

③広域設置のデメリット

- センターから訪問先（利用者宅、各市町村窓口や市町村社協）への訪問距離が遠い。）

※「2. センター設立までの経緯」及び「3. センター設置後のメリット等」の記載内容は、「成年後見制度利用促進フォーラム」矢澤秀樹氏資料より抜粋。

広域・NPO 新設 尾張東部圏域の場合
尾張東部成年後見センター（愛知県尾張東部圏域）

1. 尾張東部成年後見センターの概要

(1) 位置と構成市町村

○愛知県尾張東部圏域 6 市町（平成 29 年 4 月 1 日現在）

市町村	人口（人）
瀬戸市	130,676
尾張旭市	82,507
豊明市	68,674
日進市	88,256
長久手市	55,680
東郷町	42,878
合 計	468,671



(2) 体制、予算

①センターの位置づけ、特徴

- 近隣で先行していた東濃成年後見センター（岐阜県）、知多地域成年後見センター（愛知県）をモデルとして、広域・NPO 新設型で設置。1 か所で圏域全体をカバーしている。社会福祉協議会は、原則 1 市町の区域で事業を行っている。どこかの市町に負担をかけるのではなく、新規に NPO を設立し 6 市町が対等の形で参画していくことを選択した。
- 丁寧な本人主体の支援と地域による支援を進めるため、法人受任は個人受任では困難なケースに限定し、できるだけ親族・専門職・市民後見人を中心としたチーム支援の構築を目指している。
- 行政の参加を重視した運営体制を構築している。

②職員体制

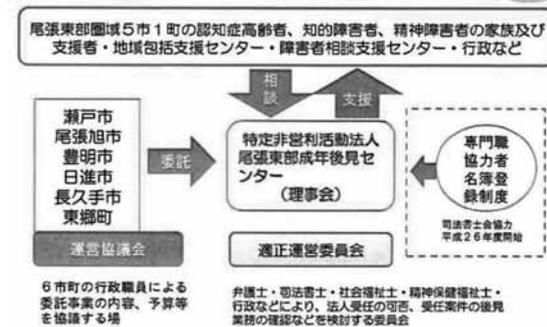
- 成年後見センター 9 名
 - ・センター長 1 名（専門相談員兼務）
 - ・専門相談員 5 名（すべて社会福祉士）
 - ・事務員 3 名（支援員兼務）

相談・法人後見・市民後見・実績		
相談実績	2932 件	平成 28 年度
法人後見	45 件	平成 29 年 10 月現在
	（累計 69 件）	
市民後見	9 件	平成 29 年 10 月現在

③組織運営体制

- 運営協議会（年 3 回）
 - ・事務局 幹事市行政（幹事市は 6 市町の持ち回り）
 - ・参加者 6 市町担当課長・センター長
 - ・内容 予算、委託内容の検討、適正運営委員会での検討結果の承認等
- 運営適正委員会⇒適正運営委員会（年 6 回）
 - ・事務局 センター
 - ・参加者 6 市町担当課長、保健所課長、学識経験者、専門職能団体（4 団体）、地域包括支援センター職員
 - ・内容 ケース検討、受任調整、市民後見分科会、課題に対応した仕組みの検討

センターの運営組織体制



④事業概要

- ア. 成年後見・権利擁護相談（巡回相談を含む）
- イ. 申立て書類作成支援（首長申立て、親族・本人申立て）
- ウ. 成年後見人等候補者調整
- エ. 法律専門職との連携（専門職協力者名簿登録制度、専門職名簿登録者連絡会議、研修会）
- オ. 成年後見制度、権利擁護の研修・啓発
- カ. 法人後見の受任
- キ. 市民後見人の育成
- ク. 後見監督人の受任
- ケ. 各市町自立支援協議会等会議への参加 等

※「1. 尾張東部成年後見センターの概要」の記載内容は、ヒアリング調査時の回答シート及び「ヒアリング調査資料（平成 29 年 10 月 12 日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

⑤事業予算

○委託費の算定

- ・負担割合（均等割1割、人口割9割）。
- ・平均割、人口割の他に、案として利用割案が挙げたが、実施されていない。

H28年度実績

	金額（概数）	備考
ア. 行政からの委託	32,200,000円	
イ. 後見報酬	8,320,000円	
ウ. 自主財源	1,053,558円	会費／講師謝金等
エ. その他 (キャリアアップ助成金)	700,000円	
全体	42,339,558円	

2. センター設立までの経緯

①センター設立に向けた動きの前段階

○平成21年10月、障害福祉分野の尾張東部保健福祉圏域会議において、先行する知多地域成年後見センターを念頭に、成年後見センター設置の検討が課題として取り上げられた。日進市が幹事市となり、高齢福祉分野も含めた成年後見センター研究会を21年10月に設置した。

②センター設立に向けた動き

まず、研究会を設置し、共同設置の合意に向けた検討を行い、ついで、調整会議を設置しセンター設置に向けた具体的課題を検討。それぞれ到達目標と期限を設定して検討した。

センター設立までのプロセス（一部抜粋）

H21.10	尾張東部圏域成年後見センター設置研究会設置
H22.4	尾張地区成年後見センター設置調整会議設置
H22.7	基本合意書
H23.4	尾張東部成年後見センター運営事業にかかる協定書締結
H23.5	特定非営利活動法人認証申請
H23.9	特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター認証
H23.10	尾張東部成年後見センター設置
H23.12	市民向け相談業務開始
H27	市民後見人養成研修開始

尾張東部圏域成年後見センター設置研究会（H21.10～）での協議内容

	参加者	検討内容
第1回	H21.10 課長補佐級、係長級	○研究会での検討内容の確認。 ○H22.3に方向性の確認をすることを確認。
第2回	H21.12 課長補佐級、係長級	先進事例研究 知多地域成年後見センターの設置のキーパーソン（東海市の市民福祉部次長）を招き、勉強会 ○H19.3に検討をはじめ、H20.4に事業開始（年度をまたがない）。 ○知多地域での調整会議など途中経過の資料一式を受領する。
第3回	H22.2 課長級	知多地域成年後見センター視察 ○課長級の参加を求める。
第4回	H22.3 部長・課長級	各市町での検討結果の持ち寄り。 ○センターでの共同設置で原則合意。 →設置調整会議の設置とH23年度の設定を目標とすることを確認。

尾張地区成年後見センター設置調整会議（H22.4～）での協議内容

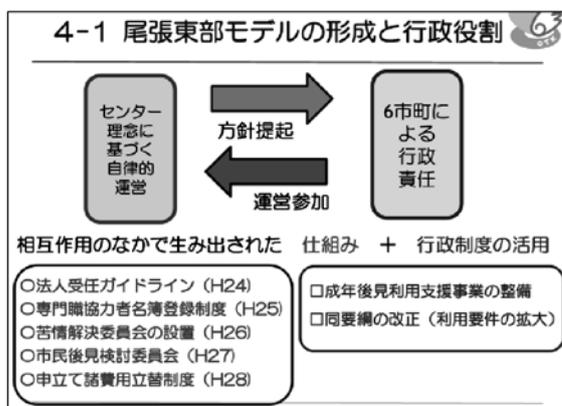
	参加者	検討内容
第7回	H22.8 課長級（高齢・障害福祉）	○確認事項と残された課題 （法人の理事構成、法人名称、職員募集、運営経費精査（予算査定対応）、協定書の案文の確定、委託契約書の確定、運営委員会の構成・運営方法、詳細スケジュール）
第8回	H22.10 課長級（同）	○各市町における内部調整（企画・財政・首長）の進捗状況 ○法人の理事について
第9回	H22.11 課長級（同）	同上（予算要求の山場）
第10回	H23.1 課長級（同）	○準備の進捗状況確認
	H23.4	「尾張東部成年後見センター運営にかかる協定書」の締結

※「2. センター設立までの経緯」及び「3. センター設置後のメリット等」の記載内容は、「ヒアリング調査資料（平成29年10月12日）」から抜粋（尾張東部成年後見センター作成）。

③行政役割の明確化

広域行政の参加の工夫（委託＝法人任せにしない工夫）として、以下のような6市町の行政担当者の参加協力（各市町毎担当者）による事業の必要性の認識、理解・権利擁護意識の向上等の取組を実践しています。

- 1) 適正運営委員会・運営協議会＝課長級 会議（年9回）
 - ・地域課題への対応＝新たな仕組みの開発
 - ・ケース検討会への参加
 - ・6市町の実績数の比較（相談件数等）による意識の向上
- 2) 市民後見推進事業＝課長級会議
 - ・説明会、研修会には部長又は課長挨拶
 - ・行政による会場確保、会場準備
 - ・選考委員会への課長参加（選考委員）
 - ・愛知県市民後見推進事業受託時の協力（6市町）
- 3) 啓発セミナー市長又は部長挨拶（年1回）



(2018年3月7日「成年後見制度利用促進フォーラム」第3部 尾張東部報告資料より)

3. センター設置後のメリット等

①広域設置のメリット

- 予算：
 - ・47万人都市相当の費用をかけられる。市町は少ない負担で専門機関の設置ができる。
 - ・センターを設置し、困難ケースに対応等を実施するためには、最低でも常勤専任2名＋非常勤1名は必要（事業費として2千万円は必要）。
- 事業の効率実施：
 - 講演会等の普及啓発事業や市民後見人養成事業等を一定の事業規模（募集定員）で効率的に実施できる。
- 情報の共有、協議によるレベルアップ
 - ・運営協議会、適正運営委員会への参加等により権利擁護に係る検討を重ねることで、行政を含めた関係者の知識、意識のレベルアップが進んでいる。
 - ・行政職員の人事異動があっても、6市町全体としては、方針、知識、ノウハウなど継続できる。

②中核機関と地域連携ネットワークの関係機関の機能分担

国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を成年後見人等とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という二つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています（国基本計画 P10 - 11）。本手引きでは、第Ⅱ章で示したように、これら「チーム」「中核機関」「協議会」の関係について、以下の通り整理しました。（P.13 参照）

中核機関と地域連携ネットワークの役割分担について、国基本計画では、「中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである」と記載されており、例えば、地域の相談支援機関、法人後見実施機関と中核機関との間で、支援の内容や地域におけるこれまでの取組実績等に応じて、役割分担をしていくことも有効と思われます。また、将来に向けた地域の権利擁護・成年後見に関わる人材育成と言う観点からも、地域の相談支援機関等が一定程度の役割を担っていけるよう中核機関がコーディネートしていくことも、戦略的な方策と言えます。

ただし、一定の機能を地域連携ネットワークと分担する場合も、中核機関として実務は担わないものの、進行管理や調整、コーディネート等を必ず担うことが求められます。

【国基本計画での記載（P11, 18, 19）】

◆地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

◆位置づけ、中核機関との役割

- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 24 年法律第 123 号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- （中略）意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点からは、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。
- 監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

ポイント解説① 中核機関の「進行管理機能」としての「チーム」、「3つの検討・専門的判断」、「協議会」の運用について

◆「**チーム**」とは：「本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み」を指します。具体的には、本人に身近な親族、友人、福祉・医療関係者、近隣住民、通いの商店主・金融機関、民生委員等のフォーマル・インフォーマルの個人や機関で、一人一人によって異なります。基本的には、日常生活圏域（場合によっては自治体圏域）で完結する場合があります。

*基本計画では、上記チームに加わる関係者として、以下を記載

ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

◆「**3つの検討・専門的判断**」*とは：

中核機関が進行管理する「3つの検討・専門的判断」とは、

- ◎権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
- ◎本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ◎モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

であり、これらを通じ、中核機関は、個別のチーム（本人や後見人と、両者の活動等を身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース会議等を含む）を担保します。ここでは、特に以下の2つの点について、留意が必要です。

①「**3つの検討・専門的判断**」については、必ずしも新たに協議体をつくるということではなく、既に地域で稼働している様々な検討の機会（場）を活用していくことを含みます。

地域には既に、地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会等の様々な協議の場があります。計画の主旨に則ると、最終的には高齢・障害を統合した検討の場があることが望ましいとも思えますが、即効性や機動力と言う点では、まずは今地域にある、高齢・障害それぞれに稼働している機能を活かして検討の機会とすることも有効です。つまり、当面、高齢は高齢の分野の検討の場を活かし、障害は障害分野の既存の検討の機会を活かすという方法です。

重要なことは、これら検討の機会に、福祉・法律の専門職が関わり、必要に応じて家庭裁判所とも密接な連携が取れていること、中核機関は、それらの個々の検討が適切に行われるよう関わる人材や機関の調整・進行管理をしていくことです。

②様々な検討の機会（場）の持ち方としては、必ずしも中核機関が会議を招集し皆が一堂に会して協議を行うということではなく、例えば、地域の相談支援機関等で実施されている地域ケア会議等に中核機関の職員が参加していく、という方法も十分に想定されます。

先述の通り、ここでの中核機関の役割は、調整や進行管理ということなので、地域にとって最も効果的、効率的な方法で、検討の機会が設定され、中核機関が関わっていくことが重要となります。

- ◆「協議会」とは：協議会は、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

ここでは、特に以下の2つのことに留意が必要です。

①「3つの検討・専門的判断」、協議会」とともに、市町村単位あるいは広域で、1つの設置とは限りません

前項「3つの検討・専門的判断」については、推進の1つの方法として、高齢・障害それぞれの既存の協議会等を活かしながら検討の場を設定していくことをあげましたが、「協議会」についても同様です。中核機関の設置エリア（1つの自治体から広域まで）に、高齢・障害それぞれの関係機関のネットワーク等を活かしながら検討の場を設定していくことも考えられます。

1つの協議会としていく場合の設置方法としては、例えば、介護保険の地域ケア会議を母体に、障害、生活困窮、権利擁護・虐待対応等の相談機関を加えていく、あるいは逆に、障害者総合支援法に基づく協議会等を母体に、高齢をはじめとする他分野の相談支援機関を加えていく、等の方法も考えられます。

②構成メンバーは、自治体の判断に委ねられますが、ポイントは以下の通りです。

- ・適切な権限行使と言う観点から、設置責任者である自治体の一定以上の役職者が参加していることが望ましい
- ・家庭裁判所及び法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）が関与していること*
- ・その他、地域において成年後見制度の利用者をはじめとした権利擁護を必要とする者と接点のある介護、医療、金融関係者等と適切な連携が図れるよう、これらの関係者等の意見も取り入れることのできる仕組みとなっていること*
- ・中核機関は、「協議会」事務局として、協議会の設置・運営の主体となること

*印は成年後見制度利用促進法 第2条、第8条に基づく

ポイント解説②

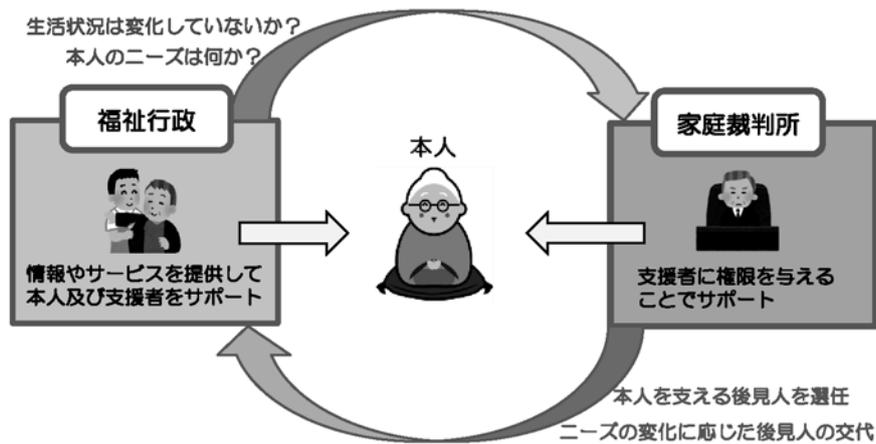
家庭裁判所が地域連携ネットワークに入ることの意義、効果

利用者にとってよりメリットを感じられる成年後見制度運用を進めて行くためには、地域連携ネットワークの一員として参画している家庭裁判所といかに連携を図れるかがポイントの一つとなります。なぜ、家庭裁判所との連携が、利用者にとってよりメリットを感じられることにつながるのか、簡単に解説したいと思います。

成年後見制度の効果的な運用に際して、権利擁護や成年後見制度を管轄する福祉行政と、家庭裁判所とはそれぞれ異なる役割を有しており、それぞれの役割が合わさって初めて、利用者の満足度の高い、有効な制度運用が可能となるというものです。

下図に示す通り、福祉行政は、本人のニーズや生活状況等を把握しながら、最も効果的に情報やサービスを提供して本人及び支援者をサポートしていきます。片や家庭裁判所は、支援者に（支援の）権限を与えることで、本人及び支援者をサポートしていく役割と言えます。

(3) 連携の必要性～現状を変えていくためには～



本人を中心に福祉と司法が連携することで、踏み込んだ権利擁護支援が可能に

最高裁判所事務総局家庭局提供資料

しかしながら、多くの市町村にとって、家庭裁判所との個別の調整等は従前経験のないことも想定され、都道府県によるエリア別の情報交換会等の実施が望まれるところです。同時に、市町村からも都道府県に対して、家庭裁判所との合同の説明会の場の設定や広域のエリア案等について提案を求めていくことが期待されます。

参考 法に規定された利用の各段階と家庭裁判所の権限

利用促進段階（受任者調整）

- ・ 成年後見人の選任（民法 843 条）に関する事 ※後見開始の審判をするとき
- ・ 後見監督人の選任（民法 849 条）に関する事
- ・ 成年後見人または後見監督人が数人ある場合の権限行使方法についての定め及びその取り消し（民法 859 条の 2・852 条）に関する事

成年後見人等々への支援段階（モニタリング・バックアップ段階）

- ・ 成年後見人の選任（民法 843 条）に関する事
※成年後見人が欠けたとき／更に選任する必要があるとき
- ・ 後見人及び後見監督人の解任（民法 846 条・852 条）に関する事
- ・ 後見の事務の監督（民法 863 条）に関する事
- ・ 後見人及び後見監督人の報酬の決定（民法 862 条・852 条）に関する事

(2) 中核機関等の設置に向けた協議プロセスの例示

ここでは、各自治体が、具体的にどのような手順や考え方で中核機関設置をすすめたらよいかについて考えます。

中核機関等の設置に向けては、既に中核機関の候補がありその運営協議会等が設置されている、あるいは高齢・障害等のネットワークがある場合、それらの既存の協議の場を拡充しながら活用していくことが考えられます。

まずは、現状の資源や課題の状況確認を含め、行政内部でまずは担当部署間等で協議の場を設けて検討し合意形成を図るとともに、外部の有識者や専門職団体等にも声をかけ一緒に検討し、市町村として正式な手続きを進めて行くこととなります。

現状で自治体内に中核機関となる候補がない場合、既存のセンターの強化が必要な場合などは、準備のための「中核機関設立準備会」（仮称）を設置し、検討していくことも効果的といえます。

「中核機関設立準備会」（仮称）については、国基本計画「(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ⑤中核機関の設置・運営形態 エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力」において、「協議会等の設立準備会」として記載されています。計画の記載をみると、設立準備会の構成メンバーは、以下の要素を満たしていることが望ましいと思われれます。

- 市町村（主たる所管、関係課等） ⇨必須。ただしどこまでの関係課を含むかは各市町村の判断による
- 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）
⇨国基本計画において、協議会等の設立準備会への参画や中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待されている
- のちに協議会等の構成メンバーとなることが想定される機関等で、市町村として優先度が高いと判断する機関等

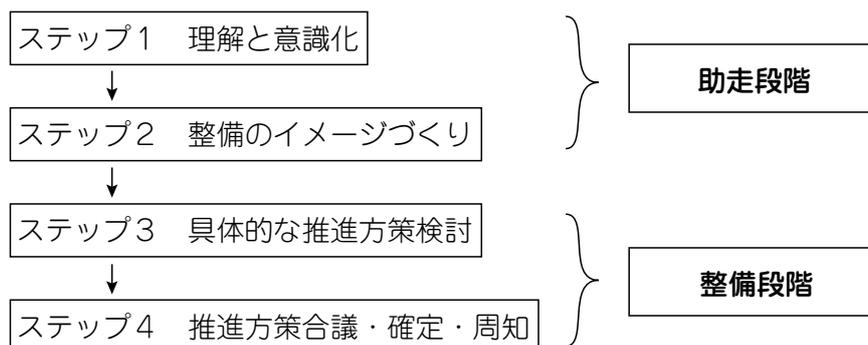
【国基本計画での記載（P.17）】

○協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

一方、国基本計画では、自治体の取組事項として、中核機関や協議会と共に、市町村計画も挙げられていました。

ここでは、中核機関の設置を念頭に置いた記載となっておりますが、自治体の中で取組みを着実に推進しようとした場合、中核機関の設置準備と同時に市町村計画の策定にも着手し、予算の確保を含め、計画的に着実に推進していく方法も想定されます。

本手引きでは、「自治体の体制整備プロセス」として、以下の4段階を想定しました。前半2つを「助走段階」、後半2つを「整備段階」と位置づけていますので、既に「助走段階」は終了していると思われる場合は、「整備段階」から検討を開始してください。



(詳細は、P.59、「想定される自治体における体制整備プロセス 例」以降をご参照ください。)

また、中核機関設置に向けた家庭裁判所との連携について自治体の中核機関等設置プロセス例として「参考事例のご紹介 愛知県豊田市における中核機関設置のプロセス」と「ポイント解説 中核機関設置に向けた各段階における家庭裁判所との連携について」を掲載しておりますので、ぜひご参照ください。

想定される自治体における体制整備プロセス 例

助走段階（自治体内での業務としての位置づけ・所管確定まで）

ステップ1 理解と意識化

- ① 根拠法令、国の指針などを見る、知る
- ② 根拠法令、国の指針などの内容を理解する
- ③ 国・県の整備スケジュール感を把握する

具体例

- * 成年後見制度利用促進法、国基本計画を読む
 - * 本手引き、都道府県が開催するセミナー参加
 - * いつまでに中核機関、協議会、市町村計画をつくる必要があるかの確認
 - * 都道府県の意向の把握
 - * どの所属で所管するのかについての検討準備
- ⇒自治体の中での業務としての位置づけを図る

中核機関の候補がある等、一定の整備が進んでいる自治体は **ステップ3** からスタート！

ステップ2 整備のイメージづくり

- ④ 中核機関、協議会、市町村計画の優良事例を知り、標準モデルを想定する

* ④～⑥は同時並行的な展開もありうる

- * 先進地視察、同規模・近隣自治体への照会
相談件数、効果、苦労点など
運用面の人・モノ・カネの確認
- * 都道府県への方針等確認
- * 標準モデルの想定（イメージづくり）
 - * 中核機関…最低限やること、職員数、予算規模、契約方式（委託、補助金）、国庫補助の有無など
 - * 協議会…取り扱う内容（本手引きでフォロー）、構成メンバー、設置形態（条例に基づく審議会設置、自治法に基づく附属機関としての設置、内部要綱による設置）、国庫補助の有無等
 - * 市町村計画…記載事項、単独策定か地域福祉計画等の一部か、コンサル費用、基礎調査の仕方、国庫補助の有無など

- ⑤ 自治体のニーズや社会資源の現状を把握する

- * 利用者数、対象者数の把握・推計（⇒P.66～70 参考事例参照）
- * 供給体制の確認（法人後見実施機関、専門職、市民後見人）
- * 連携先の数や動き（地域包括、障害相談、生活困窮、社協、基幹病院等）
- * 各主体の成年後見への捉え方 等

- ⑥ 自分の自治体の整備の現状を把握する

- * 中核機関
 - * 協議会
- ⇒ **ステップ3**
- ・ 中核機関設置検討のフロー 例参照
 - ・ 協議会設置検討のフロー 例参照

整備段階（庁内連携、庁外連携による合議）

ステップ3

具体的な推進方策検討

⑦自治体としての方針の検討（担当部署）

⑧自治体としての方針の検討（内部の合意形成）（対議会対応等含む）

それぞれフローに即して検討（次頁）

- * 中核機関
⇒中核機関設置検討のフロー例 参照 (P.61)
- * 協議会
⇒協議会設置検討のフロー 例 参照 (P.62)
- * 市町村計画
⇒市町村計画策定にかかるフロー例 参照 (P.94)

ステップ4

推進方策合議・確定・周知

⑨外部を交えた詳細検討・合議・確定（プレ協議会）

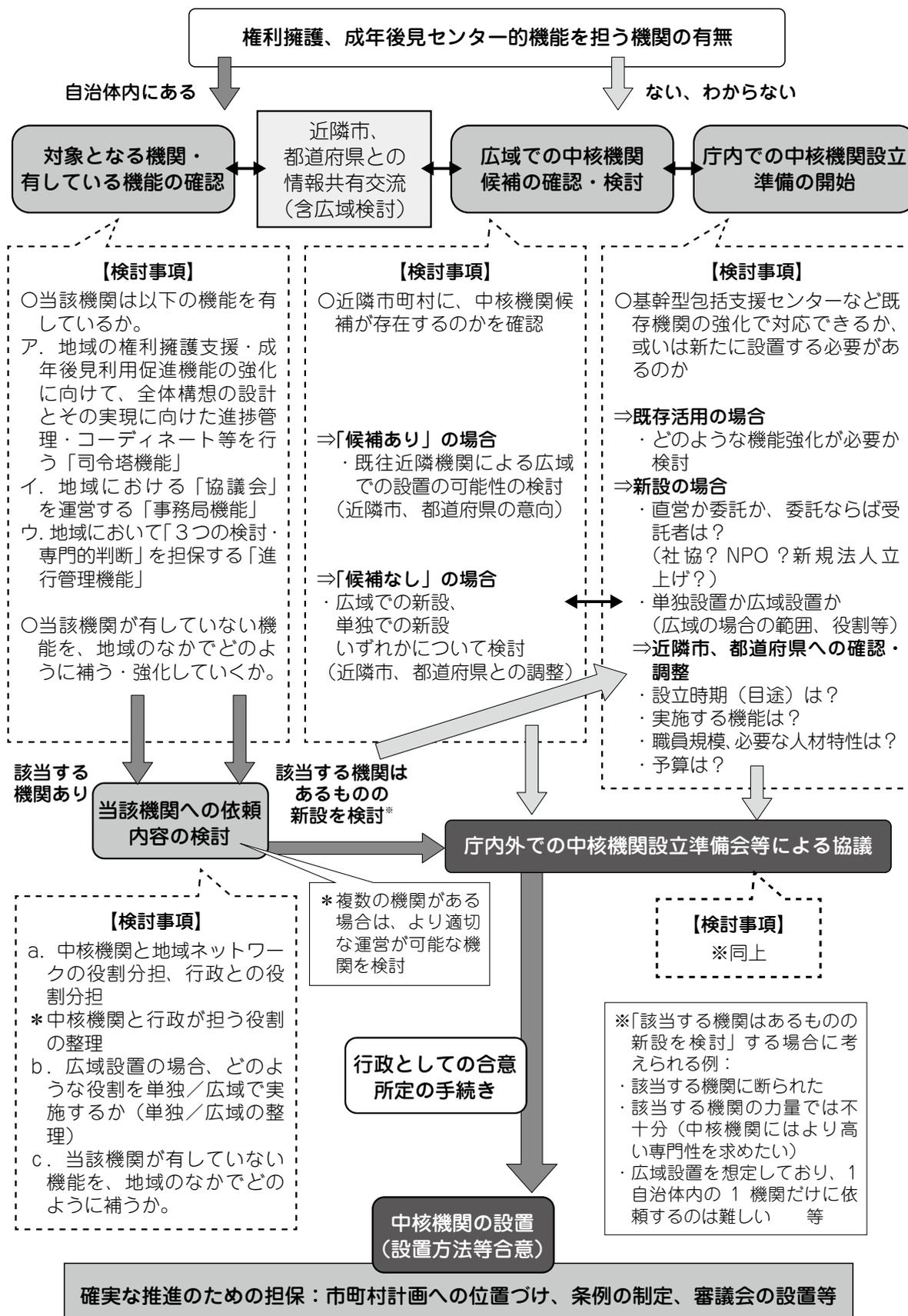
⑩家庭裁判所等主要関係機関との調整

⑪予算確保、次年度事業計画等への反映

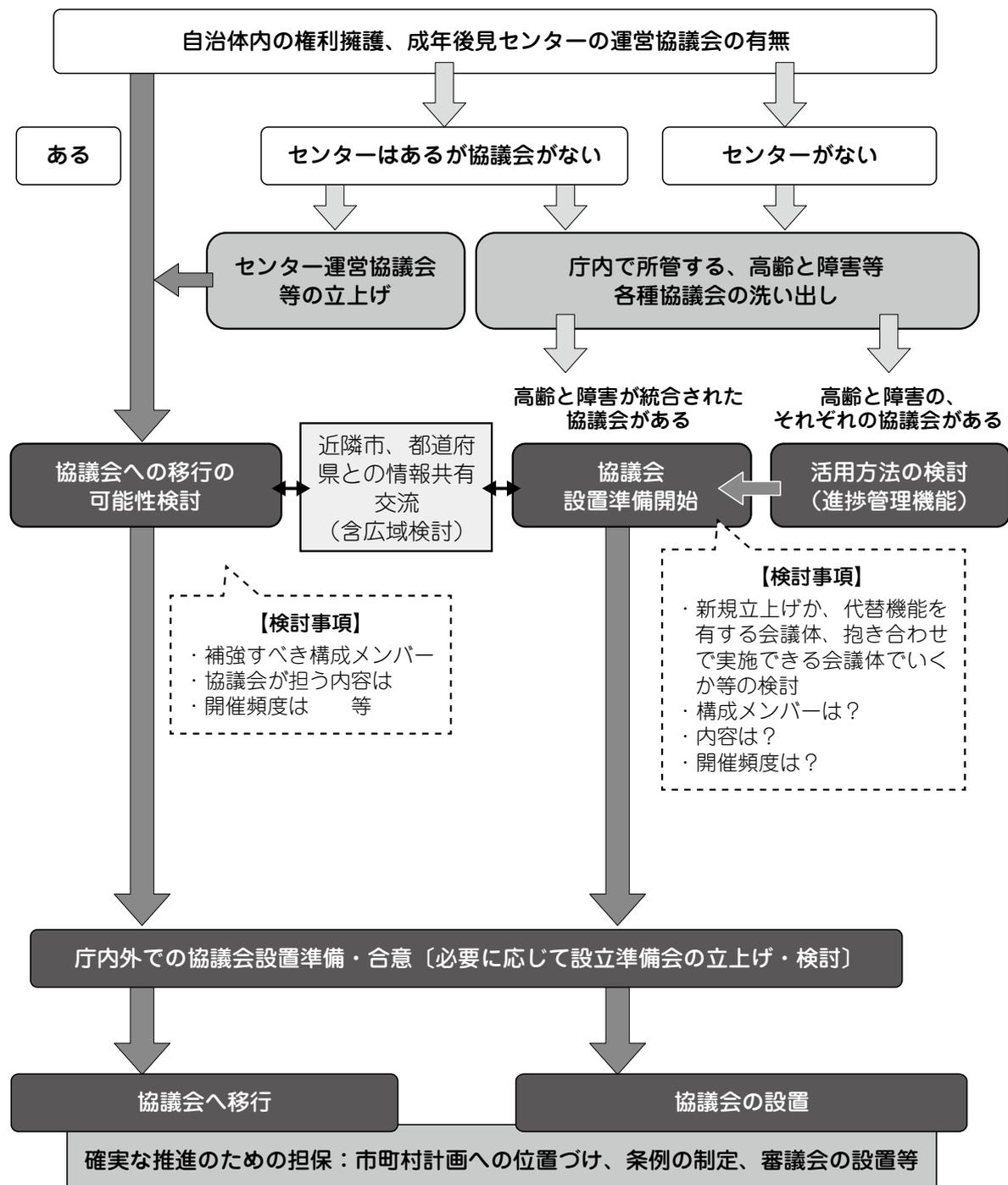
⑫周知

- * 既存の後見センター運営会議・委員会
- * 必要に応じて、中核機関設立検討準備会（政令市や中核市なら）社会福祉法に基づく地方社会福祉審議会
⇒「協議会」へと進展
- * 必要に応じて、関係各団体との調整
- * 検討状況などを家裁に動きも含めて承知しておいてもらう。
- * 県との調整、議会対応
- *

ステップ3 中核機関設置検討のフロー 例示



ステップ3 協議会設置検討のフロー 例示





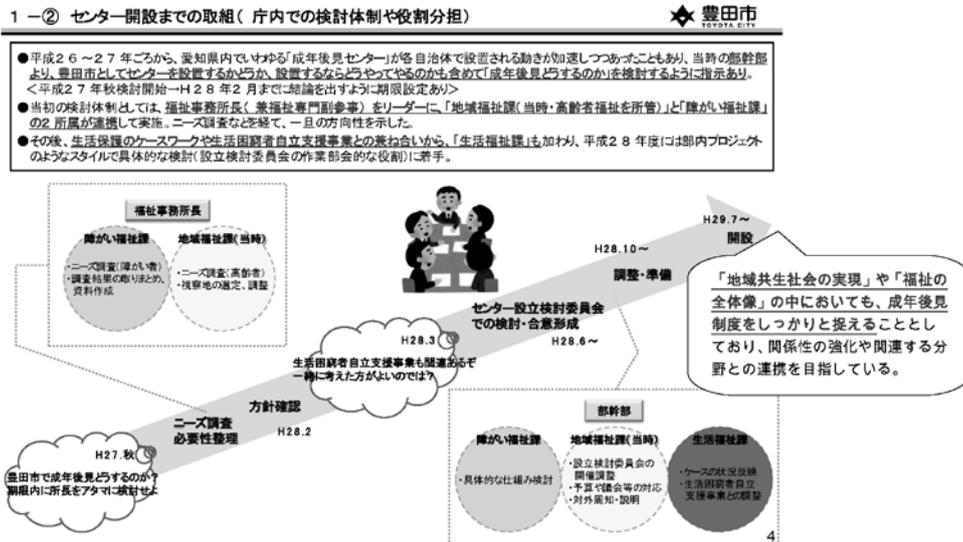
参考事例のご紹介

愛知県豊田市における中核機関等設置のプロセス

平成 29 年 7 月に「豊田市成年後見支援センター」を設置した豊田市では、約 2 年弱をかけて、市社協委託によるセンターを立ち上げています。検討の立上げから開設まで、どのタイミングで何について検討し合意を図っていったのか、下図には明確に示されています。

市担当によれば、検討にあたってのポイントは以下のとおりです。

- 設立検討は、設立の時期（一旦のゴール）を明確にした上で、それまでのどのタイミングでどういったことを決めるのかを最初からアウトラインを描く。
- また、検討作業を「共働の場」とし、また設立後のネットワークとしても機能させることを想定していく。
- 行政のたたき台として提示したものに対し、それが本当に必要か、どうしたら機能するのかなどを専門的な知見から肉付けしてもらいイメージを進める（How to の議論）。理論や現場の意見から政策形成する作業（Why や What の議論）と一緒にしてしまうと進まない



参考 センター設立検討委員会での検討事項

【センター設立検討委員会での協議事項】

- ① 豊田市における成年後見制度に関わる現状について共有
 - ・市において検討した「センター機能（案）」についての協議
 - ・センターの運営体制（場所、人数等）についての協議（H28.6.3）
- ② 開設当初の機能における運用レベルについての協議
 - ・法律相談・専門相談、医療同意・身元引受、終活支援についての協議（H28.7.7）
- ③ センター設立に向けた人材育成についての協議
 - ・センター（案）の承認
 - ・当初機能の業務内容及び運用手法の承認（H28.8.10）
- ④ 法人後見受任ガイドラインの協議
 - ・成年後見制度利用支援事業の見直し協議
 - ・開設スケジュールの検討（H28.10.11）
- ⑤ 各種会議体（受任調整会議など）の整理
 - ・第4回の議題についての再協議
 - ・センター機能・体制・運用の最終確認と目標設定の協議
 - ・周知方法の検討（H28.12.21）

（2018年3月7日「成年後見制度利用促進フォーラム」第2部豊田市報告資料より）

ポイント解説③

中核機関設置に向けた各段階での家裁との連携について

中核機関の設置に向けて体制を整備していく際には、成年後見制度の運用を担っている家庭裁判所との連携が必要不可欠です。もっとも、市町村の多くは、今まで家庭裁判所と接点を持っておらず、家庭裁判所とどのように連携していいのかわからないといった声もよく聞かれるところではあります。

家庭裁判所との連携のタイミングや方法、話し合う事項等については、各地域の実情によって異なってくるとは思いますが、前述した中核機関設置に向けたプロセスにおけるステップごとに、家裁との連携の在り方について1つの考え方を示したいと思っております。

【ステップ1 規範と意識化の段階】

→ 各地域の家庭裁判所の担当窓口・職員の把握

この段階では、まだ自治体内部での検討準備段階であり、家庭裁判所との具体的な連携といった課題は出てこない段階かと思われそうですが、法令や関係文書等の収集や都道府県の動向の把握を行うとともに、家庭裁判所の担当窓口・職員を把握し、今後の具体的な連携に向けてスムーズな関係を構築しておくことは有益です。

家庭裁判所の担当窓口は、各家庭裁判所（本庁）の総務課に問い合わせることで把握することができます。窓口を把握した上で、担当職員と顔合わせの場を持つなどして、お互いに顔の見える関係を構築しておくことが望ましいように思われます。

【ステップ2 整備のイメージづくり】

→ ニーズ調査に向けた協力・連携（申立件数や利用者数等）

この段階では、自治体における課題を把握するためにニーズや社会資源の調査を行うことが考えられますが、ニーズ調査において、家庭裁判所への申立件数や制度利用者数といった統計が必要であれば、これらの統計は家庭裁判所が持っていますので、家庭裁判所に対して情報提供を依頼することが考えられます。各地の家庭裁判所はこのように統計データの提供依頼に対してはできる限り積極的に対応しているとのことですが、持ち合わせていないデータもありますし、また、提供までに期間を要することもあります。依頼する自治体としては、単に統計データを求めるだけではなく、行おうとしているニーズ調査の全体像を示しながら、その依頼している統計がどのように活用されるのかといった点も含めて家庭裁判所に説明し、理解を得ることができれば、仮に統計がなくても、別の統計等の提供を受けられたり、一般的な傾向について説明を受けたりすることができると思われそうです。早い段階で、市町村が自らの意図や考え方を家庭裁判所に伝えておくことは、円滑な協力関係を築いていくために有意義であり、中核機関の設置に向けて更にステップを進めていく際にも役立ちます。また、都道府県として、統一的な統計データを市町村に対して提供依頼することを家庭裁判所（本庁）に行うことも有効といえます。

【ステップ3・4 具体的な推進方策検討・推進方策確定・周知】

→ マッチングや後見人支援に関する具体的なイメージの共有

実際に中核機関の設置に向けて検討を始める段階になれば、中核機関に期待される機

能を具体的にどのように立ち上げ、充実させていくのかについての検討が不可欠です。特に、後見人候補者の推薦（マッチング）と後見人選任後の後見人支援については、家庭裁判所とその具体的な事務についてイメージを共有することが必要です。

まず、マッチングについては、中核機関が後見人候補者を推薦しても、家庭裁判所がその候補者を選任しない事態が続けば、候補者を推薦する意味がなくなってしまいます。そのような事態を避けるためには、家庭裁判所がどのような点を考慮して後見人を選任しているのかについて考え方を共有しておくことが大切です。家庭裁判所との間で考え方が共有できれば、例えば、親族後見人だけでは不安がある案件では、専門職の後見人または後見監督人を併せて選任できるような形で推薦するなど、色々な工夫ができるように思われます。このようなイメージの共有を図っても、個々の事案において、その本人にどのような人を後見人に選任するのかについて、家庭裁判所と考え方に違いが出てくることもあるかもしれませんが、立ち上がっていれば協議会を活用し、相互に考え方や実情を知り、経験を重ねることで、より実践的なイメージの共有・連携につながっていくのではないかと思います。

後見人支援事務については、現在、家庭裁判所に後見人からの相談が多く寄せられていることからすると、その具体的な事務のイメージを持つためには、家庭裁判所から、どのような相談が寄せられているのかといった点についての情報提供を受けて、実情を把握することが有益ではないかと思われます。多くの家庭裁判所には、後見人から、書類の書き方が分からないといったものから、「本人を在宅で介護するか施設入所の方向で手続を進めるのか迷っている」といったものや、「本人が欲しがっている商品を買ってもいいか」といった相談も寄せられているようです。各地域において、家庭裁判所に寄せられている相談内容等を把握して、どのような支援のニーズがあるのかを把握することは、中核機関の陣容を考える上でも、また、関係機関や専門職団体との連携の在り方を考える上でも、有益であろうと思われます。

中核機関が設置され、協議会が機能すれば、家庭裁判所も専門職団体等とともに関係機関の1つとして、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた各地域での課題等について、意見交換していくことになると考えられます。最終的には連携して課題に取り組んでいくことになるのですから、自治体内部だけで検討して推進体制を確立するのではなく、早い段階で家庭裁判所と顔を合わせ、率直な意見交換ができる関係性を築いて、必要な意見交換を重ねた上で体制の整備をしていくことが、中核機関を機能させるための成功のカギといえるかもしれません。

もっとも、小規模の市町村では、単独で中核機関を設置することが難しいところもあると思われ、また、家庭裁判所も全市町村との間で個別に意見交換等を行うことは物理的に難しいものと思われ、近隣の市町村や都道府県とも連携し、都道府県の助力を仰ぎつつ、近隣の市町村と共同で打合せの場を設けるなど、より効率的な方法で家庭裁判所との連携を進めていくことも検討する必要があります。



参考事例のご紹介

地域の成年後見ニーズ予測の考え方①

～上伊那圏域成年後見センター構築検討資料 2010/9/3 より

高齢分野と障害分野等関係各課で持っているデータから、
地域の現在～近い将来のニーズは予測できる

上伊那圏域成年後見センター利用対象見込み数

1. 圏域で何らかの後見支援が必要と思われる対象人数

- A) 総人口の1% (日本成年後見法学会 新井誠氏による試算) 1,904人
 B) 認知症高齢者全数 (西村健一郎「社会保障法」2003.12発行より) 2,380人
 C) 療育手帳・精神障害者手帳所得者で成年後見が必要と思われる者 (2010.8.1現在) 1,274人
合計 1,904人(A)～3,654人(B+C)

うち、第三者後見人が必要な割合 32.7% (平成21年県成年後見事件の概要より)

合計 623人～1,194人

2. 現在、または近い将来(2-3年中)成年後見が必要となる対象者数

- A) 日常生活自立支援事業対象者 (全数調査結果) 43人 (高18人 中25人)
 B) 市町村社協独自金銭管理支援事業対象者 (全数調査結果) 11人 (高2人 中9人)
 A) B) のうち、第三者後見人が必要な割合 32.7% (平成21年県成年後見事件の概要より)
合計 18人(A:14人 B:4人)

- C) 1-C) のうち、高リスク世帯 (一人暮らし、GH入居者、障害のみ世帯) 240人
 うち、第三者後見人が必要な割合 32.7% (平成21年県成年後見事件の概要より)

合計 78人

合計 18人～78人

3. 圏域における成年後見制度対象者の動向

1) 人口と高齢者の状況

町村名	・世帯数と人口は、 H21年10月1日現在		・高齢化率は、県内の高齢化の状況 H22.4.1 より ・認知症高齢者数は、地域高齢者福祉施設整備計画書より	
	世帯数	人口(人)	高齢化率(%)	認知症高齢者数(人)
A市	25,496	70,879	26.6	938
B市	12,375	34,192	26.2	380
C町	7,342	21,053	30.2	285
D町	9,090	25,833	23.5	308
E町	3,334	10,202	29.5	173
F村	5,311	14,200	19.8	122
G村	1,547	5,117	29.7	66
H村	2,983	8,974	24.4	108
総数	67,478	190,450		2,380

2) 療育手帳・精神障害者手帳所得者で成年後見が必要と思われる者 (2010.8.1 現在)

知的障害者 (各市町村把握数)

	在宅生活者 (人)					長期入院・入所者 (人)				
	A1	A2	B1	B2	総数	A1	A2	B1	B2	総計
A市	136	10	165	142	453	43	1	6	3	53
B市	13	1	32	6	52	23	0	14	3	40
C町	29	0	36	22	87	10	0	3	3	16
D町	3	0	8	6	17	8	0	4	0	12
E町	3	10	0	4	17	0	1	0	2	3
F村	23	0	21	26	70	2	1	1	0	4
G村	0	0	4	0	4	6	0	4	0	10
H村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	207	21	266	206	700	92	3	32	11	138

うち、一人暮らし、グループホーム、障害者のみ世帯 140人

精神障害者 (各市町村把握数)

	在宅生活者 (人)			長期入院・入所者 (人)		
	精神1級	精神2級	総数	精神1級	精神2級	総計
A市	124	100	224	11	2	13
B市	33	24	57	0	0	0
C町	31	27	58	0	0	0
D町	11	6	17	6	0	6
E町	4	1	5	2	0	2
F村	25	16	41	6	1	7
G村	2	3	5	0	0	0
H村	0	1	1	0	0	0
計	230	178	408	25	3	28

うち、一人暮らし、グループホーム、障害者のみ世帯 100人

3) 日常生活自立支援事業の状況 (詳細については別紙全数調査資料を参照)

- ・現在もしくは、2～3年程度で後見が必要な件数
79件中 高：18件 中：25件 低：34件 その他：2件
- ・市町村長申立てが必要な件数 79件中 10件
- ・第三者後見人の必要な件数 79件中 35件

4) 市町村独自金銭管理事業の状況 (詳細については別紙全数調査資料を参照)

- ・現在もしくは、2～3年程度で後見が必要な件数
59件中 高：2件 中：9件 低：47件 その他：1件
- ・市町村長申立てが必要な件数 59件中 0件
- ・第三者後見人の必要な件数 59件中 13件

市町村別内訳

	日常生活自立支援事業（件）		市町村独自事業（件）	
	全 数	うち高・中	全 数	うち高・中
A市	51	34	6	6
B市	12	0	35	0
C町	—	—	0	0
D町	—	—	9	4
E町	—	—	1	0
F村	16	9	6	1
G村	—	—	0	0
H村	—	—	2	0
計	79	43	59	11

※日常生活自立支援事業は基幹社協で行っているためA市にC町・D町・G村、B市にE市、H村含む

4. 平成 21 年度 県成年後見事件の概況（内は H20 年度の数字）

- ・申立て件数 367 件（357 件）
- ・市長申立て件数 20 件、全体の 4.9%（9 件、全体の 2.6%）
- ・成年後見人と本人との関係について
親族以外の第三者後見人 32.7%、国 36.5%（23.3%）
 内 訳
 弁護士 21 件（10 件）、司法書士 62 件（42 件）、社会福祉士 24 件（17 件）
 法人 12 件（2 件）

地域の成年後見ニーズ予測の考え方②

～佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの取組より

1. 佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの概要

(1) 位置

- 人口 56,852 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）
- ※高齢化率 40.5%



2. センター設立までの経緯

①センター設立に向けた動きの前段階

- 平成 23 年 2 月に新潟県社会福祉士会ばあとなあ新潟佐渡ブロック研修にて、第三者後見人のなり手が少ないことが指摘される。当研修に参加していた、法テラス佐渡法律事務所所属の弁護士を中心に、翌 3 月に法テラス佐渡法律事務所に、第三者後見人拡充プロジェクトチーム（PT）を発足させた。

【PT 検討メンバー】

専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、行政担当課（社会福祉課、高齢福祉課）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会、家庭裁判所佐渡支部（オブザーバー参加）

- PT では、行政とも連携して、島内の関係機関 86 か所に「後見ニーズ調査」を実施した。その結果、以下のようなことが明らかとなった。
 - ・島内では、高齢化率が非常に高く、親族後見に適さない事例が少なくない（若い世代の島外流出→島内に残るのは高齢の近親者のみになる）。
 - ・また、低所得層への支援の必要性。
 - ・平成 22 年には親族より専門職などの第三者後見人が選任される数が多くなっているにも関わらず、第三者後見人のなり手不足が深刻。
- PT による「後見ニーズ調査」の結果を受けて、佐渡市地域自立支援協議会精神障害部会に成年後見制度プロジェクト会議が立ち上がり、佐渡市に対し「成年後見センターの早期実施等」を求める報告書を提出。
- 平成 24 年 2 月、佐渡市社会福祉協議会では、成年後見センター設立準備検討会を発足。法人後見の実施、成年後見制度の相談及び普及啓発、新たな後見人の担い手の育成等の取組みに向け準備を行う。
- 同年 4 月、佐渡市社会福祉協議会成年後見センター（本所福祉課内）に開設。

2. 「後見ニーズ調査」の実施方法

①佐渡島内における成年後見制度の利用の現状把握

- 佐渡島内における過去 5 年間の成年後見申立件数と第三者後見人等が担った件数を整理。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	合計
成年後見申立件数	11	30	23	22	22	108
うち申立開始件数	11	30	21	21	19	102
うち第三者後見人等就任件数	2	12	6	7	12	39

※ 第三者後見人等：親族以外の弁護士・司法書士・社会福祉士等専門職
 ① 支援を必要とする認知症等高齢者、知的障害者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）に身寄りがいない場合
 ② 要支援者の親族間に紛争を起している場合
 ③ 要支援者の財産を親族が勝手に使用している場合
 などの事案で選任される。

5 年間における第三者後見人等の就任件数は 39 件。佐渡島内の第三者後見人等の数は約 20 名であることから、複数件数を受任している第三者後見人等がいることがわかる。

※ 「1. 佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの概要」の記載内容は、ヒアリング調査時の回答シートから抜粋。

②「後見ニーズ調査」実施にあたっての考え方の整理

○地域内の成年後見制度利用のニーズを「要支援者」という類型でとらえつつ、追加質問で首長申立必要数、第三者後見人必要数を絞り込み、かつ、地域内の第三者後見人の担い手となりうる専門職に対し、登録者数、受任可能件数等を調査（下図参照）。
→行政や市民に対し、制度利用の検討が必要な人のボリュームと低調な首長申立状況を提示し、他方で受け皿が枯渇しつつあることをアピール。危機感を持つきっかけとした。

◎【要支援者】

※本調査における「要支援者」とは、介護保険におけるそれとは異なり、「判断能力が不十分」かつ「一定類型に該当することにより、現に生活に支障が生じているもの」を指す。「要支援者」に対しては、成年後見制度を含めた何らかの後見的支援が現に必要とされている。

※「一定類型に該当する生活の支障」の内容

- ・過去に消費者被害にあったことがある
- ・日常的な金銭管理が困難
- ・医療・サービス利用が進まない
- ・経済的虐待の被害者
- ・身体・精神・性的虐待・ネグレクトの被害者
- ・本人がサービスの利用を拒否
- ・管理財産が多額
- ・税金滞納・借金の処理が困難
- ・収入に見合った支出が困難
- ・その他の困難な事情がある

<追加質問例>

- ア)【要支援者】の平均収入・・・所得差による後見ニーズの差がみえやすい。
イ)【要支援者】に対する協力が可能な親族の有無・・・協力できる親族がない場合には、首長申立ニーズ、かつ、第三者後見人の担い手ニーズとして計上。

③関係機関にアンケート調査の実施

○調査対象：佐渡市内の行政、包括その他事業所、施設、医療機関等・・・ニーズ調査
弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職・・・担い手調査
→ニーズ調査と担い手調査を同時に実施することにより、地域課題（佐渡市内における後見利用ニーズに対する受け皿不足）が顕在化し、解決に向けた提案（法人後見（センター）の設立、成年後見制度利用支援事業の拡充、市民後見人の養成等）につなげた。

④関係機関や市民と地域における成年後見に関する情報を共有

○調査結果やPT活動を広報（島内シンポジウムの実施、マスメディアに協力依頼等）。
→調査手法やセンター設立のプロセス、その考え方が、市内だけではなく、他自治体（新潟県、静岡県、青森県など）にも波及。新潟県社協HP
<http://www.fukushinigiata.or.jp/reports/#seinen> 参照。



※2. の記載内容は、フォーカスグループインタビュー調査当日配布資料「成年後見制度利用促進計画にかかる佐渡・新潟モデルと八戸での取組み」（日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員 法テラス八戸法律事務所 水島俊彦弁護士）を同氏が一部修正したものを引用。